

岩手県告示第912号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
つばき薬局	大船渡市盛町字内ノ目3番地17	平成29年11月1日
あかさか歯科クリニック	北上市花園町二丁目5番15号	平成29年10月25日
つくし薬局遠野病院前店	遠野市松崎町白岩15地割13番地11	平成29年12月1日
アイン薬局遠野店	遠野市松崎町白岩14地割41番地1	〃
菜の花クリニック千厩	一関市千厩町千厩字東小田90番地	平成29年12月11日
栗駒歯科医院	一関市萩荘字高梨東16番地2	平成29年10月16日
みつばち薬局	一関市千厩町千厩字東小田90番地	平成29年12月1日
ひがし薬局	一関市東山町長坂字西本町120番地1	平成29年10月27日